

品質保証に係るガイドライン

平成 30 年 9 月 21 日

日 本 鋳 業 協 会

日本鋳業協会会員各社は、お客様が安心して使用できる製品を提供するため、自社内において以下の取組の徹底に努めるとともに、自社の子会社等に対しても当該品質保証に係るガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）の内容を展開及び周知することにより、強固な品質保証体制の確立を図る。

なお、本ガイドラインの品質保証とは品質管理に関する内容も含むこととする。

さらに、会社の規模や状況により、本ガイドラインに即した対応が困難である場合でも、本ガイドラインに準ずる措置を、各社の実態に応じて対応可能な範囲で講ずることとする。

1. 基本的な行動指針

- (1) 各社は、法令、公的規格及びお客様との取決め（契約及び仕様等）の遵守の重要性を再確認する。
- (2) 各社は、品質保証に関する教育を継続し、全従業員に対しコンプライアンス及び品質保証に関する意識を徹底する。

2. 不備及び不適切な事例を発生させない仕組み

(1) 品質保証のマネジメント強化

- ①各社は、品質保証を統括する経営層を明確化する。
- ②各社の事業所等における品質保証部門は、製造部門から独立した仕組みとする。
- ③各社は、ISO9001 や JIS 規格等の第三者認証を取得する。また認証を取得しない場合においても第三者による監査等を通じて、自社のマネジメントシステムの定期的、客観的な評価を受けることが望ましい。
- ④各社は、品質保証に関する情報について、各社内で情報共有するとともに横展開する。
- ⑤各社の品質保証担当者及び関係者全員は、製品及びサービスに関するお客様との取決めを理解し、社内のルール及び体制に照らし不備があれば是正する。

(2) 試験及び検査データの信頼性向上

- ①各社は、試験及び検査の実施から結果報告まで、データの信頼性を保証する仕組みに係る点検及び整備を行う。

②各社は、試験及び検査データに関して人手が介入する作業を減らすシステム(自動化等)の構築を推進する。

③各社は、自動化されていない人手が介入する試験及び検査に関しては、以下に着目したルールを作る。

- ・ 試験及び検査要員に対する十分な教育を行う。
- ・ 試験及び検査手順の法令もしくは顧客との取決めが遵守されているか否かを確認する。確認に当たっては、ダブルチェック体制の構築が望まれる。
- ・ 試験結果を記録し一定期間保管する。

(3) 品質及び技術レベルの整合性の確保

①各社は、お客様と品質保証に関し遵守可能な取決めを締結するとともに、その遵守状況を確認する。

②各社は、法令、公的規格及びお客様との取決め内容と、品質及び技術レベルの実態に対しての妥当性を検証し、課題が発生した場合、関係者との協議を徹底する。

3. 不備及び不適切な事例を検出する仕組み

(1) 各社は、不正防止を意識した自主点検を定期的を実施する。

(2) 各社は、不正防止を意識した、客観性を持った社内第三者の視点による内部品質監査を、定期的を実施する。

(3) 各社は、社内教育、啓発活動及び内部通報制度等により、不備及び不適切な事例が検出できる環境を整備する。

4. その他

各社は、現場と経営層で品質に関する課題を共有化し、今後の改善に向けた取組を推進するための会議体等を設置する。

以上